

平成 20 年度第 6 回(通算第 9 回)冷凍空調規格委員会
冷凍空調装置の施設基準検討分科会
議事録

1. 日 時 : 平成 21 年 1 月 19 日(月) 13:30~17:00
2. 場 所 : KHK 第 2 会議室
3. 出 席 : 委員 : 樋口主査、福田副主査、辻、松浦、太田、川野、
山本、小関、藤原
KHK : 佐藤、鈴木
4. 配付資料 :
資料 32 前回議事録(案)
資料 33 冷凍空調装置の施設基準 第 4 次改正案 Rev. 1
資料 33 参考 冷凍空調装置の施設基準 第 4 次改正案 Rev. 1 検討用参考資料

5. 定足数報告 : 事務局から定足数を満たす旨報告があった。

6. 議 案 :

(1) 前回議事録の確認

資料 32 に基づき、前回の議事が確認され、議事録が承認された。

(2) 冷凍空調装置の施設基準の見直しについて

構成について

- ・今までは、冷凍能力 3 トン以上 20 トン未満編も取り込んで 1 冊とすることで検討を進めていたが、20 トン未満の利用者と、それ以上の利用者とはかなり異なるので、利便性を考えたらやはり分離してはどうか。
 - 現行の基準でも、1, 2, 3, 5, 6 章は、ほぼ同じで、4 章で移動式や移設式などが入ってくるので少し異なる点があるだけである。また、対象とする冷媒を増やしたが、CO₂ や可燃性ガスは 3 トン以上が届出であり、20 トン未満で分けるのはおかしいのではないか。
 - 20 トン未満のものを合本したことで利用しにくく(見にくく)なるということであれば、レイアウトや構成を少し変えてはどうか。例えば、4 章を最後に持ってくるのか、改ページをすとかで対応すればかなり見やすくなる。

→ なお、配付した「資料 33 参考」は、現行 20 ト未満編を資料 33 に取り込むに際して、現行基準のどこを変えたかを示したもので、変えた点を★を付してコメントした。見て分かるとおりに、あまり変えていない。変えたところも、20 ト以上編になったものである。もちろん、冷凍能力の違いで差違がある場合には、削除し又は現行表現に戻すことの検討が必要である。

逐条の検討

- 資料 33 等をもとに行い、主に次のような修正意見等があった。
 - 用語の意味 「冷凍設備」は、通達文のように修正し、冷凍装置の前にする。
 - 2.1 は、項番を付けた項立てとする。
 - 表 1 備考 3 に、国際規格の限界濃度のときの酸素濃度を付記する。
 - 3 章(3)に、ろう付を行う者はガス溶接技能講習修了者とする旨追記する。
 - 3 章(5')に、耐食塗装、防食テープ、メッキ等の例示を追記する。
 - 3 章(13)は、削除
 - 4.7 項柱書きに、CO₂ は除く旨追記する。
- 4.2.1 項で、換気装置が困難である場合には警報器を設ける旨規定しているが、冷凍庫内は無理である。吸引方式でも凍ってしまう。
 - 冷凍庫内は除外する旨追記する。
- 4.2.1 項で、警報器の設置について 20 ト未満の場合は、現行基準では、放出管があれば不要なので、資料 33 の規定案では規制強化になる。
 - 放出管からの放出は安全弁等から放出されたもののみである。故に、安全弁等以外の箇所から漏れたものに対しては効果がない。
 - 資料 33 の規定案でないと実質的な安全は保てないのではないか。
 - (事務局注：本件は、20 ト以上編についても同じ。)

(3) その他

次回分科会は、平成 21 年 2 月 27 日(金)13 時 30 分～とした。

以上